

## 最終評価報告書暫定版・意見書作成の流れについて

## ○施策調査専門委員会（第62回・2月7日）

最終評価報告書暫定版（たたき台）を提示

## ○施策調査専門委員会（第63回・7月7日）

最終評価報告書暫定版（原案）について内容の検討

## ○県民会議（第57回・8月25日）

最終評価報告書暫定版（原案）を提示

## ○意見照会①（9月1～9月7日）

最終評価報告書暫定版（原案）について、県民会議全委員に、大枠や根本的な意見について意見照会（照会1回目）

## ○施策調査専門委員会（第64回・10月13日）

県民会議全委員への意見照会結果①を受け、報告書の大枠や各評価項目の修正及び意見書（原案）について検討

施策調査専門委員  
意見照会

## ○県民会議（第58回・11月13日）

最終評価報告書暫定版（修正案）・意見書（原案）を提示

第52回県民フォーラム  
（10月29日）

## ○意見照会②（11月/中旬～11月/下旬）

委員会での検討結果を踏まえ、再度県民会議委員へ最終評価報告書暫定版（修正案）（2回目）及び意見書（原案）の意見照会を行う。

施策懇談会第2回  
（11月21日）

## ○施策調査専門委員会（第65回・12月下旬～1月上旬）

県民会議全委員への意見照会結果②及び作業チームからの報告を受け、最終評価報告書暫定版（修正案）及び意見書（修正案）について検討

## ○施策調査専門委員会（第66回・2月上旬）

最終評価報告書暫定版（最終案）及び意見書（最終案）について検討

## ○県民会議（第59回・3月27日）

最終評価報告書暫定版（最終案）及び意見書（最終案）を県民会議に報告、確認の上その場で確定 → 「最終評価報告書暫定版」及び「意見書」を県民会議座長から県知事に提出